

会第6号

滋賀県議会委員会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

提出者 滋賀県議会議会運営委員会
委員長 石田 祐介

滋賀県議会委員会条例の一部を改正する条例

滋賀県議会委員会条例（昭和31年滋賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

第4条に次の1項を加える。

3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第5条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 議員は、それぞれ一の常任委員となるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において滋賀県議会の議長が定める日から施行する。